

1 風俗営業等の状況

(単位：件)

	許可・届出数				取消し等		停止命令		指示	
	R2	R1	増減数	増減率(%)	R2	前年比	R2	前年比	R2	前年比
風俗営業	82,492	85,121	▲ 2,629	▲ 3.1	100	23	222	▲ 60	2,377	▲ 1,165
うち1号(キャバレー等)	61,818	63,423	▲ 1,605	▲ 2.5	87	18	211	▲ 53	2,033	▲ 936
うち4号(まあじゃん・ぼちんこ等)	16,704	17,633	▲ 929	▲ 5.3	11	5	9	▲ 9	295	▲ 218
特定遊興飲食店営業	418	404	14	3.5	1	1	0	▲ 2	6	▲ 8
深夜酒類提供飲食店営業	264,359	264,938	▲ 579	▲ 0.2	—	—	36	▲ 3	506	▲ 207

- 風俗営業の許可数(営業所数)は、継続して減少
- 特定遊興飲食店営業の許可数(営業所数)は、継続して増加

2 性風俗関連特殊営業の状況

(単位：件)

	届出数				廃止命令		停止命令等		指示	
	R2	R1	増減数	増減率(%)	R2	前年比	R2	前年比	R2	前年比
性風俗関連特殊営業	32,066	31,956	110	0.3	0	0	14	0	317	▲ 125
うち店舗型性風俗特殊営業	7,402	7,570	▲ 168	▲ 2.2	0	0	7	▲ 2	168	▲ 113
うち無店舗型性風俗特殊営業	21,837	21,619	218	1.0	0	0	7	2	149	▲ 10

- 店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して減少
- 無店舗型性風俗特殊営業の届出数は、継続して増加

3 風俗関係事犯の取締り状況

- 風営適正化法違反の検挙件数、検挙人員は継続して減少
無許可営業、客引き・つきまとい等、禁止区域等営業が検挙件数全体の約47.9%
- 売春防止法違反の検挙件数、検挙人員はともに減少
- わいせつ事犯の検挙件数は増加
インターネットを利用した事犯が検挙件数全体の約30.1%
- ゲーム機等使用賭博事犯の検挙件数は増加
暴力団構成員等が関与する事件が検挙件数全体の約50.9%
オンラインカジノに係る賭博事犯の検挙件数は16件

4 今後の方針

- 違法営業等に対する実態把握の推進
- 風俗営業健全化のための指導の推進及び迅速かつ厳格な行政処分の実施
- 地域やサイバー空間における風俗上の問題点等を踏まえた取締りの推進

1 作成の根拠

令和2年4月に「死因究明等推進基本法」が施行されたことを受けて、同法に基づき、「死因究明等推進計画」が定められるもの。

(※) 厚生労働大臣は、死因究明等推進本部の作成に係る同計画(案)につき、閣議の決定を求めるものとされている。

2 概要

(1) 現状と課題

(2) 死因究明等の到達すべき水準と基本的な考え方

(3) 死因究明等に関し講ずべき施策

- ① 死因究明等に係る人材の育成等
- ② 死因究明等に関する教育及び研究拠点の整備
- ③ 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖等の実施体制の充実
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

(4) 推進体制等

- 国は、3年に1回を目途に本計画に検討を加え、必要に応じて見直し

公安委員会	第2次自転車活用推進計画（案）	令和3年5月13日
説明資料No. 3	について	交 通 局

1 自転車活用推進計画の位置付けと現状

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）は、自転車の活用による環境への負荷の軽減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

同法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関して講ずべき必要な措置について定める自転車活用推進計画（第1次：平成30年6月10日閣議決定）については、令和7年度までを計画期間とする第2次計画の策定に向けた作業が進められているところ。

2 第2次自転車活用推進計画（案）の概要

(1) 目標

- ① 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ② サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ③ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ④ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

(2) 実施すべき施策（警察庁の主な関連部分）

○ 目標1 関係

- ・ 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備
- ・ 違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保

○ 目標4 関係

- ・ 国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進
- ・ 自転車を含む交通安全教育の推進
- ・ 自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施

3 今後の予定

5月28日 自転車活用推進本部（本部長：国土交通大臣）決定
同日 閣議決定

公安委員会 説明資料No. 4	警察の原子力災害対策等の 取組について	令和3年5月13日 警 備 局
----------------------------------	--------------------------------------	----------------------------------

東日本大震災から10年を迎え、警察の原子力災害対応に係る取組状況と今後の課題の取りまとめを行った。

1 福島第一原子力発電所における事故と警察活動

(1) 福島第一原子力発電所事故発生時の対応

- 発災直後からの情報収集・伝達
- 原子炉建屋への放水活動
- 住民の避難誘導、病院等からの救助・移送活動
- 避難指示区域における行方不明者の捜索・警察官の放射線からの防護

(2) 長期化する影響（双葉警察署の機能移転）

2 その後の取組の推進

(1) 原子力災害警備計画の策定

(2) 警察官の放射線防護対策

- 原子力災害対策用装備資機材の整備・充実
- 個人被ばく線量の管理

(3) 教養・訓練の実施

- 原子力総合防災訓練等への参加
- 警察における教養・訓練

(4) 原子力発電所の警戒警備

- 原発特別警備部隊による警戒警備
- 原子炉等規制法に基づく警察庁による立入検査
- サイバー攻撃対策の強化
- 内部脅威対策の強化

3 政府の取組と今後の課題

- 原子力災害に際しては、広域にわたる住民避難が必要となるところ、政府においては、東日本大震災やその後の自然災害を踏まえた広域避難に係る検討・取組を推進
- 今後の課題は、大規模水害・大規模火山噴火等の発生時における広域避難に向けた対策の実効性確保

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年5月13日</p> <p>警 備 局</p>
<p>1 感染者数【5月12日時点】</p> <p>(1) 国内における感染状況～645,817人（死亡10,941人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～158,888,032人（死亡3,306,488人）</p> <p>2 政府の対応</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>7都府県に緊急事態宣言を発出（4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（5月25日）。</p> <p>(2) 4都府県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都府県の緊急事態措置を終了（3月21日）。</p> <p>3府県にまん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）を実施（4月5日）。重点措置区域を6都府県に拡大（同月12日）。更に10都府県に拡大（同月20日）。</p> <p>(3) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に3回目となる緊急事態宣言を発出。また、重点措置区域を宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県の7県に縮小（令和3年4月25日）。</p> <p>北海道、岐阜県、三重県を重点措置区域に追加（5月9日）。宮城県の重点措置を終了（同月11日）。</p> <p>愛知県（※）、福岡県を緊急事態措置区域に追加。併せて緊急事態措置及び重点措置の実施期間を全ての区域で5月31日までとした（同月12日）。</p> <p>※愛知県は重点措置区域から緊急事態措置区域に変更。</p> <p>(4) 現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。</p> <p>3 警察の対応</p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		

公安委員会	RPA・AIを活用した業務の	令和3年5月13日
説明資料No. 6	高度化・効率化の推進について	情報通信局

警察庁では、業務の効率化・高度化の一環として、RPA^{*}・AIの活用を推進するため、情報通信局に専従体制を置き、各種取組を進めているところ、その概要は以下のとおり。

※ RPA (Robotic Process Automation) とは

ソフトウェア・ロボットによる事務の自動化をいい、マウス操作やキーボード入力等の作業について、人間に代わって一定のルールに基づき自動的に処理を行う技術。定型的・反復的なデータ処理作業を迅速・正確に処理することが可能となる。

1 主な取組内容及び成果

(1) RPAの活用

令和元年度より庁内の要望を受け、データ処理事務の自動化を推進し、これまでに約80件について対応。

令和2年度には、旅費業務、給与業務、各種調査・集計業務等のデータ処理事務の自動化約50件を実施し、年間6,000人・時間以上の事務負担を削減。

【令和2年度ワークライフバランス職場表彰（内閣人事局主催）内閣人事局長表彰を受賞】

(2) AIの活用

令和元年度よりAIを活用した各種実証実験を行い、AIの効果的な活用方法を検証するとともに、実証実験結果を踏まえた警察業務への円滑・適切な導入を推進。これまでの主な取組として、疑わしい取引に関する情報の分析（令和元年度）、恋愛感情のもつれに起因する暴力的事案の危険度分析（令和2年度）等に関する実証実験を実施。

2 今後の取組

引き続き、RPA・AIをはじめとする新たなICTの活用を図るとともに、事例紹介や表彰等を通じて都道府県警察における取組を促進し、更なる警察業務の高度化・効率化を進める。